

公益財団法人小山台教育財団 平成 26 年度事業計画

公益財団法人小山台教育財団は平成 23 年 7 月 1 日に公益財団法人へ移行、平成 25 年 6 月に財団設立 50 周年を迎えた新たなステージへの一歩を踏み出した。平成 26 年度は今後 50 年を見据えて当財団の使命を再確認し、基盤となる既存各事業を実施するとともに将来に向けた事業の在り方および新たな事業の具体化に向けた準備を行い、併せて経済環境の変化に対応した財団基盤強化のための施策を推進する方針。

I. 国際交流事業（公益目的事業）

青少年の国際相互理解教育を推進するため、国際交流を通じて異文化体験を行うとともに、眞に日本を理解する能力を身につけるため、語学研修派遣、交換留学の実施及び海外研修派遣助成を行う。

1. 英国語学研修派遣

英国ボーンマス市に派遣し、ホームステイをしながらキングス・カレッジで世界各国の青少年とともに語学研修を受講するプログラム。派遣時高校 1 年生はサマーバケーション・エキストラコース、高校 2 年生以上はインテンシブコースの研修を受講する。財団が指定する添乗員 1 名が同行し、財団が指名するリーダー 1 名と連携して派遣生の相談や安全確保に努める。

(1) 派遣対象者：品川区にある都立高等学校生徒（小山台、大崎、八潮）及びその卒業生である大学生、合計 18 名（予定）。

(2) 期間：平成 26 年 8 月中の 22 日間（予定）。

2. ドイツ交換留学派遣

ドイツ、ベルリンの私立カニジウスコレーグ・ギムナジウム校と連携して、ドイツに学生の派遣と受入を隔年毎に行うプログラム。平成 26 年度はドイツ派遣の年にあたり、日本からの派遣生をカニジウス校生徒の家庭がホームステイで受入れてドイツ側ファミリーおよび学生との交流を行う。日本からの交換留学派遣生は現地滞在期間中ドイツの政治・文化・歴史・伝統に触れるとともに現地での活動を通じて日独相互理解の促進を図る。交換留学生の引率者として財団役職員が 1 名同行し財団が指名するリーダー 1 名と連携して留学生の相談や安全確保に努める。

(1) 派遣対象者：品川区にある都立高等学校生徒（小山台、大崎、八潮）およびその卒業生である大学生、合計 8 名（予定）。

(2) 期間：平成 26 年 8 月中の 22 日間（予定）

3. 英国交換留学受入

英国ブリッドポート市におけるN P O 法人 Bridport Young Persons' Action Trust と連携して、英國に派遣と受入を隔年毎に行うプログラム。平成 26 年度は日本受入れの年にあたり、日本側学生の家庭が英國からの交換留学派遣生をホームステイで受け入れて日本側ファミリー及び学生との交流を行う。日本滞在の間、英國からの派遣生を日本側受入れ学生・家庭ないし財団関係者が都内および近郊を案内するとともに関西・広島旅行を実施するなどの活動を通じて日本の政治・文化・歴史・伝統についての理解を促進するとともに相互交流を推進する。

- (1) 受入対象者：英國側学生 6 名（予定）。
- (2) 期間：平成 26 年 8 月中の 21 日間（予定）。

4. 台湾交換留学

台灣斗六市にある環球科技大学と連携して学生の派遣と受入を行うプログラム。毎年春に日本側学生を台灣に派遣し、同大学での実習授業等を行い文化・歴史・伝統を学ぶとともに相互交流を深める。この際、財団役職員 1 名が同行し財団が指名するリーダー 1 名と連携して派遣生の相談や安全確保に努める。

台灣学生の日本受入は先方の希望・都合により行う年と行わない年があり平成 26 年度の計画は未定。

- (1) 派遣対象者：品川区にある都立高等学校（小山台、大崎、八潮）の卒業生である大学生 9 名（予定）。
- (2) 期間：平成 27 年 3 月中の 8 日間（予定）。

5. 海外研修派遣助成

これまで品川区にある都立高等学校（小山台、大崎、八潮）の卒業生である大学生のうち財団が認めた海外研修派遣者に対して、研修参加費用の一部を助成するプログラムを実施してきた。平成 25 年度から海外派遣研修助成事業の在り方について近年の応募ならびに実施の状況を踏まえて財団内で見直し検討中。今後の方針については平成 26 年度に決定する予定。

6. 新たな国際交流事業への取組み

当財団が次の 50 年を展望して新たな国際交流事業の細目を平成 26 年度中に検討し具体化を図る方針。公益財団法人として当財団の使命はグローバル人材の育成と位置付けて、眞の国際交流を実現するために日本人と外国人の交流を通じて日本の国際化の推進を具体化する新らたな事業を想定。平成 26 年度はその準備段階として基本方針の策定および財団内に作業部会の立ち上げ、情報インフラの整備、財団内外のネットワーク作り等を推進し平成 27 年度に新事業の開始を目指す。

II. 奨学育英事業

1. 在品川区都立高校向け奨学育英事業（公益目的事業）

品川区にある都立高等学校（小山台、大崎、八潮）に在学する就学意欲のある有為な生徒で、経済的理由で学業が困難なものに対して、奨学金の給付を行うことにより、有用な人材育成に寄与し、我が国の文化と国民生活の向上に資することを目的としている。

（1）一般奨学金

- ① 対象：高校2年生以上の生徒 合計32名（予定）。
- ② 給付額：4月から翌年1月まで月額1万5千円（1人、年間15万円）。

（2）臨時奨学金

- ① 対象：高校1年生若しくは家庭状況の急変等で緊急に援助が必要になった生徒 合計14名（予定）。
- ② 給付額：9月から翌年1月まで月額1万5千円（1人、年間7万5千円）。

2. 都立千歳丘高校向け奨学育英事業（相互扶助等事業）

平成14年度都立千歳丘高校関連財団丘和会から当財団が寄付金を受領し、それを原資として千歳丘高校生徒に対する育英奨学金として2名、1人あたり年間15万円の支給を実施していたが平成24年度はこれを一時中断した経緯あり。当財団内で検討した結果、当初の方針に従い都立千歳丘高校生徒宛向け育英奨学金を支給することを決定し同校と協議のうえ平成25年度から新たに特別奨学金として3名、1人あたり年間10万円を支給することとした。なお、本奨学育英事業は対象を特定した給付であり相互扶助等事業として運営する。

（1）特別奨学金

- ① 対象：千歳丘高校生徒 合計3名（予定）。
- ② 給付額：9月から翌年1月まで月額2万円（1人、年間10万円）。

III. 社会教育事業（公益目的事業）

社会公共の教育及び文化の発展に寄与するため、地域住民等に対する生涯学習の推進及び文化の向上に関する事業を行う。

1. 公開文化講座

地域住民等一般聴衆を対象とした文化講座を開催する。

- （1）募集対象：主として品川区、大田区、目黒区の住民。
- （2）開催頻度：毎月1～2回程度。
- （3）講座内容：歴史、文化、美術、伝統芸能、科学等をテーマとする講演。

2. 寺子屋小山台

企業の第一線で活躍するビジネスマンを対象として日本社会の中核を担う人材を育成するためのリーダー養成講座を開催する。

- (1) 募集対象：品川区にある都立高等学校の卒業生を中心に概ね年齢 35 歳～49 歳の方々。
- (2) 開催頻度：毎月 1 回程度。
- (3) 講座内容：政治・経済・国際関係等をテーマとする講義および討論

3. 暮らしに役立つ講座

社会保険労務士・行政書士・税理士を講師として身近なテーマを取り上げて解説する講座を開催する。

- (1) 募集対象：品川区にある都立高等学校生徒の父兄ならびに近隣住民。
- (2) 開催回数：年間 5 回程度。
- (3) 講座内容：年金、介護、相続等の社会保険制度・行政関連諸手続および税務に関する解説。

4. 中学校のクラブ活動の支援

中学校の課外クラブに対して技術等の向上を図るための講習会を小山台高等学校の課外クラブが主催し、開催する。

- (1) 受講対象：品川区、大田区、目黒区の中学校課外クラブ部員等。
- (2) 開催頻度：随時。
- (3) 支援内容：小山台高等学校と協議して実施。

5. 定例コンサート

地域住民等一般聴衆を対象としたコンサートを開催する。

- (1) 対象：品川区、大田区、目黒区の住民・職域を中心とする一般向け。
- (2) 開催頻度：毎月ないし隔月 1 回程度。
- (3) 内容：クラシック、ポップス、ジャズ等幅広い音楽ジャンルの演奏。

IV. 学校教育事業（相互扶助等事業）

都立小山台高等学校の教育環境の整備を図ること並びに小山台高等学校生徒の健全な心身の育成を増進するために、小山台高等学校に対して下記プログラムの支援を行う。

1. 進路指導・学力向上助成

2. 学校行事・班活動関係助成
3. 学校広報関係助成

V. 会館事業（相互扶助等事業）

小山台会館は財団活動の拠点として使用しているが、地域住民等に対して会議・会合・懇親の会場として施設の貸出を通じて教育・福祉増進および文化の向上に寄与する役割りも果たしている。平成 26 年度は会館の利用を活性化するための諸施策の検討を進め逐次実施する。また、平成 25 年度に策定した会館建物の長期修繕計画に沿い細目の決定および補修・設備更新を実施する。

1. 会館利用率向上に向けたアクションプランの推進

- (1) 利用規定見直し、設備備品の充実
- (2) 広報活動
- (3) 新たな財団主催行事の実施

2. 長期修繕計画にもとづく施策の推進

- (1) 長期修繕計画に沿った個別建物補修・設備更新方針の立案
- (2) 必要な個所の補修・設備更新の実施

VI. 財務活動（公益目的事業および相互扶助等事業）

平成 25 年 12 月末時点保有有価証券（額面）は 64 億円（内訳：基本財産 63 億円、特定資産 1 億円）。

平成 26 年度に償還期限が到来する債券の見合い運用として資産運用規程に定める基準に従い最も有利な債券の購入を実施する。

VII. 管理

財団の業務遂行に伴う不測の事態に備えるための全般的な見直しを行ない、ガバナンスおよびリスク管理の体制および対策の強化を図る。そのために財団業務に係るリスクの分析を行い、最適な対策を検討し逐次実施する。

以上